

早来北進産業廃棄物最終処分場建設の問題について考える 11 回目

「あびら環境フォーラム」に学ぶ（下） 町は、大きな制度にどう対峙したか。

安平町で事業者が計画している産業廃棄物最終処分場問題をテーマに「あびら環境フォーラム」（安平町主催）が9月10日に町内で開かれた。最終回の今号は、人口約7,350人の安平町は、いかに対峙したかという話一。



■河川利用の申請を不許可

及川秀一郎町長はフォーラムで「産廃最終処分場施設は、どこかのまちが担わなければならないが、安平町にはすでに一か所あり、社会的責任は果たしているのではないかという考え方。二か所目はいらぬ」と述べた。「安平の自然を守る会」をはじめ住民の反対運動と歩調を合わせ、町として対策をとってきたことを説明。すでに計画は、北海道が認可している中、胆振東部地震による状況変化を踏まえた再考を道に求めてきたとした。一方で、現実的対応としては、安平町普通河川管理条例を根拠とし、事業者の河川利用に関する申請を不許可とした。

条例では、河川に工作物を設置する場合に町の許可が必要。一方、処分場では有害物質が含まれた汚水が発生するため、排水溝を設けてきれいに川に流す必要がある。この工作物に関する事業者の申請を不許可としたのだ。

及川町長は「昨年12月に『不許可』を出しました。計画されている北進地域は、2018年の平成30年北海道胆振東部地震で、陥没するなど相当な被害が出ました。また、道の土砂災害警戒区域にも指定されました。再び大きな地震が発生する可能性がある」と指摘されている中、仮に処分場ができ、災害で河川に汚水が流れ出た場合、公共水域、下流域や地下水に甚大な被害をもたらす可能性が高い。条例にある河川環境保全を達成できないという理由などから、このような判断としました」と語った。

■町は訴えられないのか

この「不許可」を出した後、事業者のアクションは無いという。フォーラムでは質疑応答で、参加者から「町が逆に訴えられるのではないか」という懸念が出た。

パネリストの坂本博之弁護士は、「その可能性はあると思います。他事例で損害賠償請求をすると脅してくるケースも実際にあった。ただ、不許可に対して不服があれば取り消し訴訟を決定後6か月以内に出せるが、その期間は過ぎてしまい、できなくなっている。仮に訴えられたとしても、町が負ける可能性は非常に低いと思っている。損害賠償請求に関しては、反対運動をしている住民が脅しをかけられることもあるが、自分たちの健康や命を守るためにやって、損害賠償請求で住民が負けたケースを私は知りません」と語った。

「それでも、施設をつくる道は残されているのか？」という会場からの質問に、坂本弁護士は「排水部分の計画を変えて申請する道は残されている可能性はある。ただ、それをすると施設構造を変えねばならず、変更申請を北海道にしなければならない。（現状のような町の動きが出ている中で）ハードルは低くはないと考えている」と回答した。

■この先の進め方

及川秀一郎町長は今回の件を受けて、産業廃棄物処理施設の設置に関する制度について「要綱はあるが、第3・第4の企業の進出を防ぐような条例制定をする必要があると考えている」とした。

町内にすでにある早来工場の産業廃棄物最終処分場について、水質検査結果公表を情報共有の観点から進めるなどの手法も考えられるという。「既存業者に対してきっちりやることで、次に入ってくる業者のハードルを上げていける」とのパネリストの専門家の助言に、及川町長は「一步一步、諦めず前に進めていきたい」とした。

「紙の街の小さな新聞 ひらく」 2022年12月20日号より

この記事に関する問合せ 税務住民課住民生活グループ ☎ 2940